

令和6年10月から児童手当の制度が一部変更になります。

大切なお知らせです。必ずご確認ください！！

### 1 所得制限の撤廃

⇒所得に関わらず、児童手当を受給することが可能になります。

### 2 支給期間が高校生年代まで延長

⇒高校生年代の児童のみを養育されている方も支給対象となります。

### 3 多子加算の拡充

⇒第3子以降の受給額が3万円に増額となります。

⇒加算対象年齢が22歳年度末まで延長となります。

### 4 支払月の増加

⇒児童手当の支給回数が年6回に変更になります。

## (1) 所得制限の撤廃について

①所得制限により特例給付（児童一人当たり月額5,000円）となっていた方

②所得上限超過により、受給資格が消滅となった方

上記に該当する方も含めて、全受給者が児童の年齢に応じた金額を受給することが可能となります。（これに伴い、特例給付制度も廃止となります。）

※②に該当する方は新たに認定請求書の提出が必要となりますのでご注意ください。

## (2) 支給期間の延長

児童手当の支給対象年齢が＜新生児～中学生年代（15歳年度末）＞から  
＜新生児～高校生年代（18歳年度末）＞に変更となります。

中学生以下の児童と高校生年代の児童を養育されている方は令和6年10月分（12月支給分）から金額が増額となります。

## (3) 多子加算の拡充

・第3子以降の受給額が3万円に増額となります。

・（2）に伴い、進学か否かにかかわらず加算対象年齢（※）が22歳年度末まで延長されます。ただし、児童と別居されており、かつ親等の経済的負担がない場合は対象外となります。

※加算対象年齢：3人以上の児童を養育している場合に、第1子として数える年齢のこと

裏面に続きます。必ずご確認ください！

## (4) 支払月の増加

これまで、支払月は年3回（2月、6月、10月）の4か月払いとなっていました。年6回（偶数月）の2か月払いに変更となります。

令和6年10月の支給が終わりましたら、次回の支給は**令和6年12月**となります。

### <申請対象者>

認定請求書：所得上限超過により支給資格が消滅となった方、高校生年代の児童のみを  
養育されている方

額改定請求書：3人以上の児童を養育しており、かつ令和7年3月末までに19歳から22歳  
に到達する児童を養育されている方

**監護相当・生計費の負担についての確認書**は、認定請求、額改定請求に関係なく、3人以上の児童を養育しており、かつ令和7年3月末までに19歳から22歳に到達する児童を養育されている方は提出が必要です。

### <新旧比較一覧表>

	支給対象	令和6年9月分まで (改正前)	令和6年10月分から (改正前)
手当額	0～3歳未満	15,000円	15,000円 第3子以降：30,000円
	3歳以上～小学校修了前	10,000円 第3子以降：15,000円	10,000円 第3子以降：30,000円
	中学生	10,000円	
	高校生年代	なし	
	特例給付	5,000円	
所得制限	あり	なし	
多子加算の算定対象	18歳年度末までの児童	22歳年度末までの児童	
支給月	年3回 (2月、6月、10月)	年6回 (偶数月)	

今回の申請に伴い、毎年6月に提出いただいている現況届（一部の受給者のみ）の対象になる場合があります。現況届の時期になりましたら、対象者には案内を送付する予定です。

## 公務員の方へ！！

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。  
詳細は、勤務先にてご確認ください。

お問い合わせは

宍粟市役所 子育て支援課  
電話：0790-63-3176